

税金

国民健康保険税の軽減措置

個人所得課税の見直しに伴い、令和3年度（2021年度）から軽減判定基準所得が変更になりました。国保の軽減を受けることができず、世帯の所得基準額は下の表の計算で確認できます。

国保の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

軽減を受けるための申請は必要ありませんが、原則的に世帯の対象者全員の所得申告などがされていないと軽減判定ができないため、未申告者が一人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

問 税務課（吉備庁舎）

軽減割合	軽減判定基準額
2割	総所得金額の合計が 43万円 + (国保被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × 52万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	総所得金額の合計が 43万円 + (国保被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × 28万5千円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
7割	総所得金額の合計が 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。
※給与所得者等とは、給与所得を有する方、および公的年金等に係る所得を有する方をいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響で
保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合は、徴収猶予や減免の制度があります。制度を受けるためには要件がありますので、各担当課にご相談ください。

問 国民健康保険税【税務課（吉備庁舎）】

- 【介護保険料】長寿支援課（金屋庁舎）
- 【後期高齢者医療保険料】住民課（吉備庁舎）・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 073・428・6688

医療

老人医療費受給者証の更新

満67歳以上70歳未満の方のうち、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象とした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要となります。

なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付します。保険証などをお持ちになり、手続きにお越しく下さい。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があります。

あるのでご注意ください。

受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。

● 受給要件

- ① 世帯全員の住民税が非課税であること。
- ② 世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。

- 1人 100万円
- 2人 140万円
- 3人 180万円

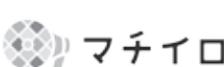
※以後1人増えるごとに40万円加算
③ 預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。

④ 現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林など直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。

⑤ 世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

問 住民課（吉備庁舎）

広報ありだがわがアプリで読める!



広報ありだがわと町議会広報かわらばんをアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

マチイロ